

# 資料編

1. 第6次小矢部市総合計画策定に係る基本方針
2. 第6次小矢部市総合計画策定経過
3. 第6次小矢部市総合計画策定組織図
4. 小矢部市勢総合計画審議会への諮問、市長への答申
5. 小矢部市勢総合計画審議会委員名簿
6. 第6次小矢部市勢総合計画審議会幹事専門部会名簿
7. 第6次小矢部市総合計画策定委員会名簿
8. 第6次小矢部市総合計画策定委員会専門部会・調整委員会の委員構成
9. 小矢部市勢総合計画審議会条例
10. 小矢部市総合計画策定委員会規程
11. 用語解説

## 第6次小矢部市総合計画策定に係る基本方針

### 1 計画策定の意義

総合計画は、行政運営の上位計画として、長期的な展望に立ち、まちづくりの将来像を見据えながら、総合的な地域づくりの方向性を示すものである。

責任ある計画的な行財政運営を進め、各分野における施策の方向性や施策間の調整を図り、市民参加のもと、市民一人ひとりが「小矢部市に住んで良かった」と実感できるまちづくりを推進していくための計画となるよう取り組む必要がある。

### 2 計画策定上の留意点

計画策定にあたっての留意点は、次のとおりとする。

#### 計画策定上の5つの留意点

- (1) 戦略的な行政運営を行うための総合的指針
- (2) 市民と行政の協働のシナリオ
- (3) 自主的な地域づくりと推進ビジョン
- (4) 成果を重視した行政経営の方針
- (5) 市職員自らが検証していく将来ビジョン

### 3 第6次総合計画の構成

第6次総合計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」により構成する。

目標年次の平成30年度を超え、さらに長期的展望にたつて夢のある構想を掲げ、「おやべ夢構想」としてまとめる。

#### 基本構想

○地域の現状分析に基づき、小矢部市の10年後を展望した「まちづくりの基本理念」と「将来の都市像」を示すとともに、これを達成するための施策の大綱を定める。(市議会で議決が必要となる)

#### 基本計画

○基本構想で掲げる「まちづくりの将来像」を達成するための主要な施策を総合的かつ体系的に明らかにしていく。  
○具体的な戦略ビジョン、主要事業や施策を加え、これらに関連する「目標指標」を示し、計画の達成度を確認できるようにする。

#### 実施計画

○基本計画に定めた施策を具体的な事業として、財政的な裏づけを持って実現していくことを目的としており、毎年度の予算編成の指針となるものである。(基本構想及び基本計画と別に取り扱うこととなる)

#### おやべ夢構想 (長期構想)

○21世紀の小矢部市のさらなる飛躍を目指して、「長期にわたって継続的に取り組んでいく重点課題」や「具体化に向けて条件整備等が必要となるもの」を、おやべの夢構想として、いくつかのテーマ(プロジェクト)にまとめる。

## 4 計画策定の組織体制

### (1) 市勢総合計画審議会

小矢部市勢総合計画審議会条例（昭和42年条例第13号）第1条の規定に基づき、小矢部市勢総合計画審議会を置く。

### (2) 総合計画策定委員会

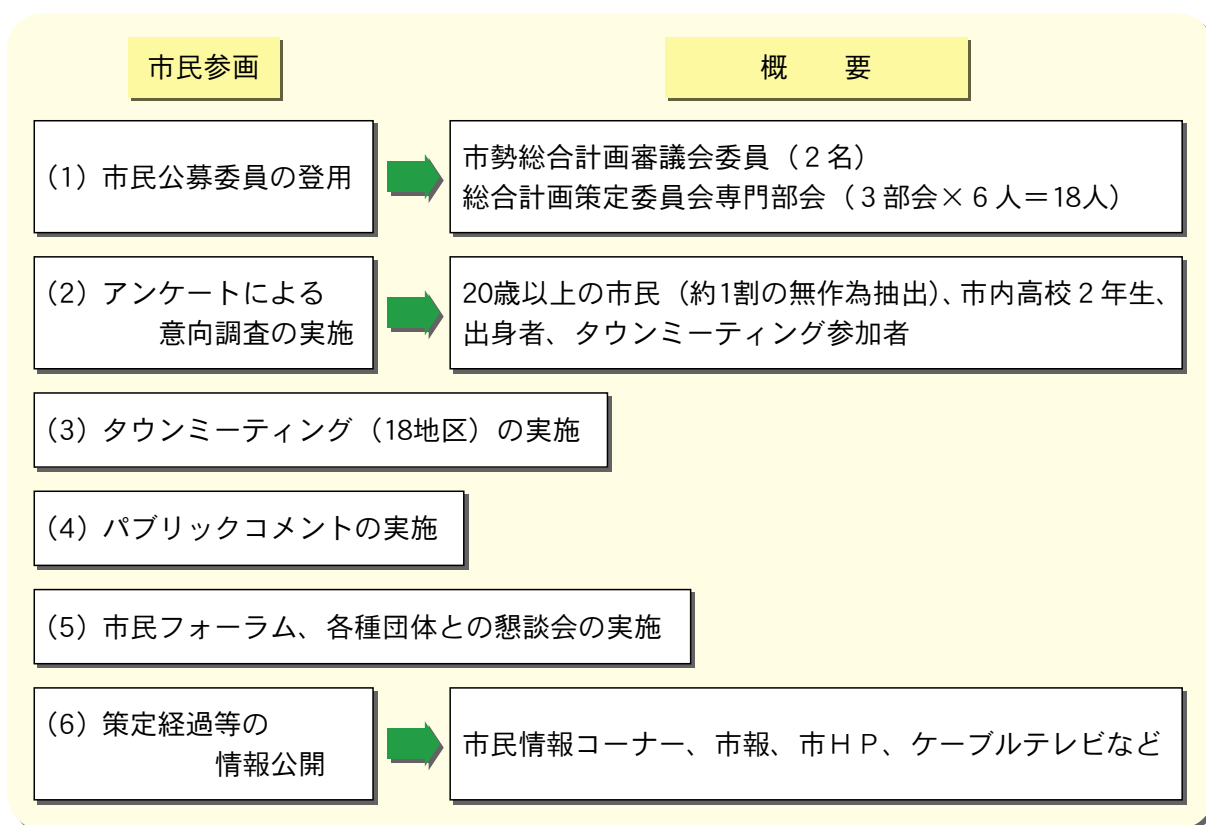
小矢部市の総合計画案を策定するため、小矢部市総合計画策定委員会を置く。

委員会に総合計画の必要な事項を部門別に調査審議するため、専門部会を置く。

委員会に、各部会相互の調整並びに総合計画案の総括及び総論等の取りまとめを行うため、調整委員会を置く。

## 5 市民参画の体制

### 市民参画体制の概要



## 6 行政評価システムとの連動

現行の事務事業評価システム（見直しを含む）と総合計画の施策（事務事業）、成果指標等が連動し、効果的で効率的な行政評価システムとなるよう検討する。

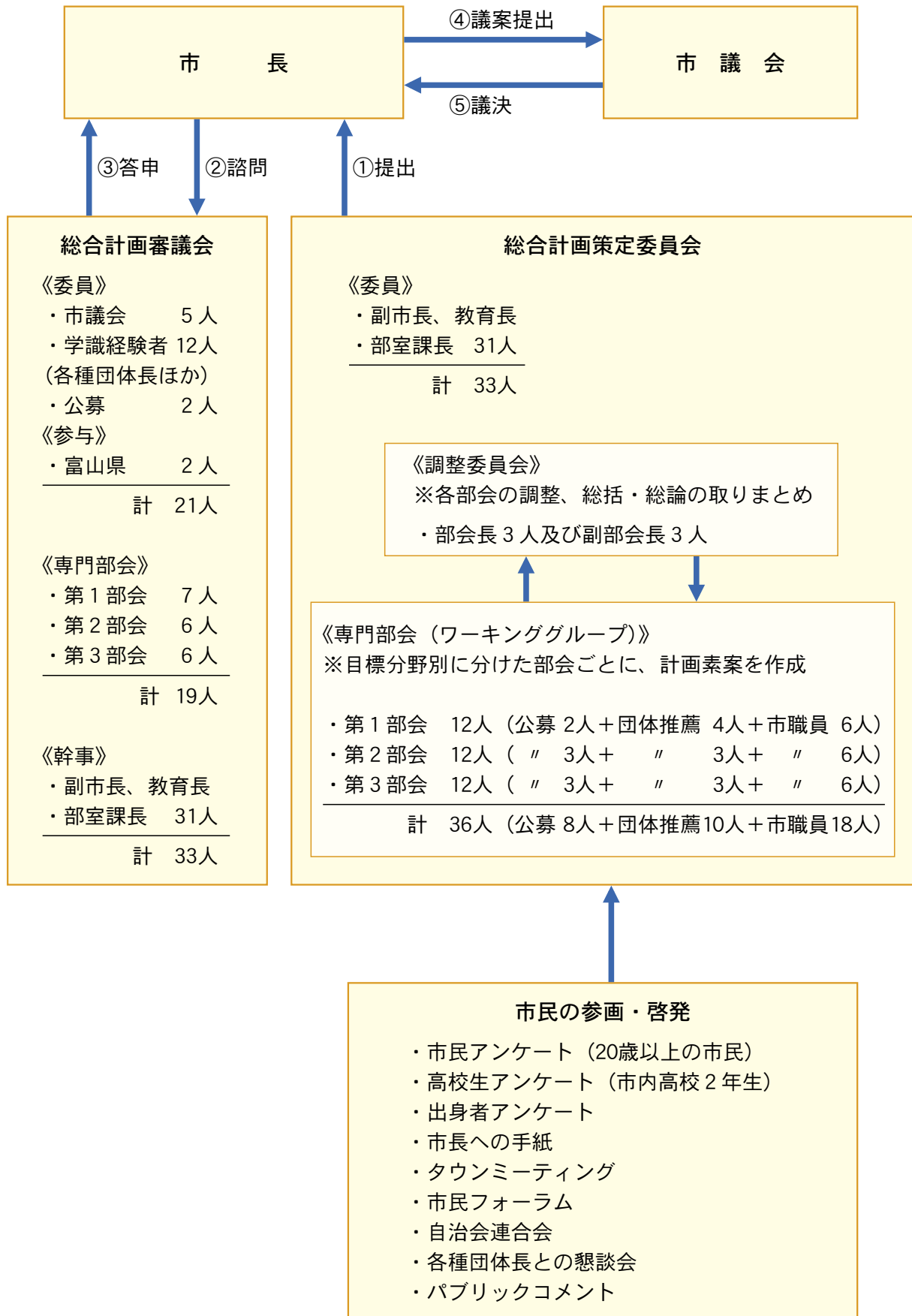
可能な限り、予算編成システムとの連動も検討する。

## 第6次小矢部市総合計画策定の経過

年月	総合計画審議会	市議会	庁内推進体制	市民参画等
19年4月				タウンミーティング 市内18地区(H19年4月～11月)
5月				
6月	第1回総合計画審議会(6.22) ・総合計画策定に係る基本方針 ・市民アンケート調査	全員協議会(6.8) ・第6次総合計画策定に係る基本方針について		
7月				市民・高校生・出身者アンケート調査実施 策定委員会専門部会委員の公募・推薦(3部会各6名)
8月			「まちづくり分野シート」各課照会 第1回策定委員会(8.3)	第1回策定委員会専門部会全体会(8.9)
9月				策定委員会専門部会(第1部会、第2部会、第3部会) (H19年9月～H20年5月 各部会毎月1回開催)
10月				
11月				
12月		全員協議会(12.7) ・市民アンケート結果報告		タウンミーティング 市内全地区(12.15) 第1回策定委員会調整委員会(12.26)
20年1月				第2回策定委員会調整委員会(1.29)
2月			第2回策定委員会(2.29)	第3回策定委員会調整委員会(2.25)
3月	第2回総合計画審議会(3.27) ・市民アンケート調査結果報告 ・総合計画の全体構成 ・基本構想中間報告案の協議	全員協議会(3.5) ・第6次総合計画策定の進捗状況について	第3回策定委員会(3.21)	

年月	総合計画審議会	市議会	庁内推進体制	市民参画等
4月				
5月		基本構想中間報告説明(5.23)		市民フォーラム開催(5.31) ・基本構想中間報告、おやべ夢構想
6月			第4回策定委員会(6.25)	自治会連合会に基本構想中間報告説明(6.10) 第4回策定委員会調整委員会(6.13) 第2回策定委員会専門部会全体会(6.20)
7月	第3回総合計画審議会(7.1) ・序論、基本構想の諮問 第4回総合計画審議会(7.17) ・基本計画、おやべ夢構想の諮問 総合計画審議会専門部会(第1部会、第2部会、第3部会)(7.17) 総合計画審議会専門部会(第3部会)(7.28) 総合計画審議会専門部会(第2部会)(7.29) 総合計画審議会専門部会(第1部会)(7.31)	全員協議会(7.8) ・第6次総合計画(案)説明		第6次総合計画(案)についてのパブリックコメントの実施(7.17~8.18)
8月	総合計画審議会部会長会議(8.6) 総合計画審議会専門部会(第1部会、第2部会、第3部会)(8.11) 第5回総合計画審議会(8.11) ・専門部会報告 第6回総合計画審議会(8.19) ・序論、基本構想、基本計画、おやべ夢構想について市長へ答申(原案17箇所修正及び17の付帯意見)			
9月		総合計画(基本構想)を9月定例会に議案提出(9.8) 総合計画(基本構想)の議決(9.24)		

## 第6次小矢部市総合計画策定の組織図



小政第163号

平成20年7月1日

小矢部市勢総合計画審議会

会長 多田 勲 様

小矢部市長 桜井 森 夫

### 第6次小矢部市総合計画（案）について（諮問）

第6次小矢部市総合計画（案）のうち序論及び基本構想（案）を別添のとおりとりまとめましたので、小矢部市勢総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

小 政 第 1 6 3 号

平成20年7月17日

小矢部市勢総合計画審議会

会長 多田 勲 様

小矢部市長 桜 井 森 夫

第6次小矢部市総合計画（案）について（諮問）

第6次小矢部市総合計画（案）のうち基本計画（案）及びおやべ夢構想（案）を別添のとおりとりまとめましたので、小矢部市勢総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。



平成20年 8 月 19 日

小矢部市長 桜 井 森 夫 様

小矢部市勢総合計画審議会  
会 長 多 田 勲

### 第 6 次小矢部市総合計画について（答申）

平成20年 7 月 1 日付け小政第163号にて諮問がありました第 6 次小矢部市総合計画（案）のうち序論及び基本構想（案）並びに平成20年 7 月 17 日付け小政第 163 号にて諮問がありました第 6 次小矢部市総合計画（案）のうち基本計画（案）及びおやべ夢構想（案）について、慎重に審議した結果、別記のとおり意見を付して別紙のとおり答申します。

(別記)

## 意見書

平成20年8月19日

第6次小矢部市総合計画を答申するに当たり、下記のとおり基本計画等に関する専門部会の意見を付します。

## 記

## 第1専門部会（教育・文化、健康・福祉）

- 1 これからの子育てに読書を教育のベースとして取り組んでいくことは重要であり、現在実施しているブックスタート事業と合わせて子どもの情操教育に役立つ施策を展開されたい。また、親や先人を敬うような道徳教育が必要である。
- 2 市民が芸術文化に関心を持ち、子どもから大人までが芸術に親しむ機会を拡大するために、創作活動の場の整備を図られたい。
- 3 子どもの時から芸術文化に触れることは大切であり、芸術少年団だけではなく、学校教育のなかで連合音楽会を開催するなど、子どもたちの情操教育を育んでいくことを推進されたい。
- 4 「曳山」「夜高」「獅子舞」などの伝統芸能に市民の多くが参加できる仕組みづくりが必要である。曳山の国・県の文化財の指定に向けての取組を展開されたい。
- 5 健康でいきいきと生活が送れることは誰もが願うことである。中高年など年代に応じた健康づくりを推進し、医療費の抑制にも繋がる事業を展開されたい。
- 6 家庭環境や社会環境が変化しているなかで、保育士の配置基準が変わっていない。災害時にも対応できる体制づくりや多様な保育ニーズに対応できる保育士の配置基準について見直しを検討されたい。

## 第2専門部会（産業・経済、基盤整備・交流）

- 1 小矢部の名前を全国に向けて発信していくために、いなば牛や農産物等のブランド化を促進し、消費者の意向をふまえた「おやべブランド」の開発と普及に努められたい。
- 2 企業を誘致することは重要であるが、市内の既存企業に対しても目を向けて、コミュニケーションを図り、企業ニーズに応えられる施策を展開されたい。

- 3 公園は市民の憩いの場であり、安全に楽しめる遊具の整備など親しみのある公園づくりを推進されたい。
- 4 今後の北陸新幹線の開業を見据えて、在来線の確保が重要である。石動駅の利用促進には南砺市や砺波市と連携を図り、駅南区画整理事業において無料駐車場の整備を検討されたい。
- 5 東海北陸自動車道の全線開通や来年度に完成予定の道の駅など、交流人口が拡大していく状況において、観光客の受入体制の充実を図られたい。また、高岡地区や砺波地区と一体となった広域観光ルートの開発にも取り組まれたい。

### 第3 専門部会（環境・安全、市民協働・自治体経営）

- 1 地震などの災害時には、自主防災組織の果たす役割は極めて重要であり、各種団体との防災体制の連携を図り、自主防災組織の育成・強化に一層努められたい。
- 2 災害や不慮の事故などに遭遇する機会が増えつつあることから、市民一人ひとりが救急救命講習会の受講機会の拡充を図るなど、救急救命体制の一層の強化に努められたい。
- 3 第6次総合計画ではパートナーシップのまちづくりに取り組んでいくことから、市と市民が協働で活動するルールづくりが早く構築されるべきであり、市民が参加しやすいルールづくりとなるよう努められたい。
- 4 組織の活性化のためには、他の自治体や民間の異業種との交流や職員の意識改革を高める研修の充実を図られたい。
- 5 職員の削減については、民間委託や民営化の検討を進めるとともに定員管理計画に基づいて、着実に計画を遂行されたい。
- 6 計画期間が10年であっても、1年単位の評価サイクルが必要であり、施策や目標数値に対しての進行管理に努められたい。

【原案修正内容】

## 第3部 基本計画

### 第1章 総論

#### 第4節 重点プロジェクト

##### 1 小矢部市の課題に対応した重点プロジェクト

重点プロジェクト1の図を次のとおり修正

#### 重点プロジェクト

- 1 子育て支援プロジェクト（※）
- 2 教育環境充実プロジェクト
- 3 健康づくりプロジェクト
- 4 地域産業活性化プロジェクト（※）
- 5 企業立地推進プロジェクト（※）
- 6 定住促進プロジェクト（※）
- 7 生活基盤づくりプロジェクト
- 8 観光振興プロジェクト（※）
- 9 環境共生プロジェクト
- 10 安全・安心な暮らしプロジェクト
- 11 市民協働プロジェクト
- 12 自治体経営プロジェクト

（注）（※）は人口増対策のための重点プロジェクト

## 2 重点プロジェクトの内容

(2) 教育環境充実プロジェクトの「義務教育内容の充実」に次の施策の内容を追加

「○読書の推進」

(4) 地域産業活性化プロジェクトの「おやべブランドの確立」の施策の内容を次のとおり修正

「○小矢部らしい特色あるブランドの開発及び周知PR活動の推進」

→ 「○消費者の意向をふまえた小矢部らしい特色あるブランドの開発及び周知PR活動の推進」

(10) 安全・安心なくらしプロジェクトの「防災体制の充実」の施策の内容を次のとおり修正

「○自主防災組織の育成・強化」

→ 「○自治会単位の組織率の向上などによる自主防災組織の育成・強化」

## 第5節 計画の推進のために

前書きに次の説明文を追加

「なお、おやべ夢構想について、計画期間中に実現可能な分野についても同様の方針で推進します。」

## 第2章 各論

### 第1節 人をはぐくむ教育と歴史文化がかおるまち

#### 2 生涯スポーツの促進

①生涯スポーツ活動の充実に次の施策の内容を追加

「●市体育協会の組織強化及び地区体育協会との連携強化」

#### 4 学校教育の充実

②義務教育内容の充実の施策の内容を次のとおり修正

「●「心の教育」の充実」

→ 「●「道徳教育」や命の大切さを学ぶ「心の教育」の充実」

②義務教育内容の充実に次の施策の内容を追加

「○読書の推進」

## 6 芸術・文化の振興

### ①文化施設の充実の施策の内容を次のとおり修正

「●市民の創作活動の場の整備」

→「●空き店舗等の利用など市民の創作活動の場の整備」

## 7 歴史遺産・文化財の保存と活用

### ①文化財の保存・活用の施策の内容を次のとおり修正

「●桜町遺跡体験学習等拠点施設としての桜町JOMONパークの整備」

→「●桜町遺跡体験学習等拠点施設の整備」

### ①文化財の保存・活用に次の施策の内容を追加

「●文化財等の保存施設の調査」

## 第2節 人がやすらぐ健康と福祉にいだかれるまち

### 6 障害者福祉の充実

#### (4) 期待する市民参加・市民と行政との協働の内容を次のとおり修正

「●障害者も地域の一員であることへの理解」

→「●障害者が地域で生活することへの地域住民の理解」

## 第3節 人でにぎわう産業と経済の活力あるまち

### 2 地域産業の振興

#### ③おやべブランドの確立の施策の内容を次のとおり修正

「◎小矢部らしい特色あるブランドの開発及び周知PR活動の推進」

→「◎消費者の意向をふまえた小矢部らしい特色あるブランドの開発及び周知PR活動の推進」

#### (5) 目標とする指標の指標を次のとおり修正

「年間出荷販売額」

→「特産物の年間出荷販売額」

#### (5) 目標とする指標に次の指標を追加

特産物の生産量・作付面積	特産物の生産量または作付面積	はと麦 0.3ha 1.0t そば 11.6ha 5.1t (平成19年度)	20ha 40t 15ha 10.5t	小矢部市水田農業ビジョンに基づき、目標生産量等を目指す。
--------------	----------------	--	------------------------------	------------------------------

## 第5節 人にやさしい環境と安全安心につつまれるまち

### 5 防災・危機管理体制の充実

①防災体制の充実の施策の内容を次のとおり修正

「◎自主防災組織の育成・強化」

→「◎自治会単位の組織率の向上などによる自主防災組織の育成・強化」

## 第6節 人がふれあう市民協働と自治体経営をささえるまち

### 5 新しい自治体経営の確立

③職員の意識改革と組織の活性化に次の施策の内容を追加

「●職員の意識改革を高めるための他の自治体や異業種との交流の推進」

## 小矢部市勢総合計画審議会委員・参与名簿

## 委員

委員氏名	備考
多田 勲	市議会議長
中村 重樹	市議会副議長
嶋田 幸恵	市議会総務常任委員長
尾山 喜次	市議会民生文教常任委員長
高橋 庸佳	市議会産業建設常任委員長
山田 馨	教育委員長
水牧 尚	自治会連合会代表
筱岡 貞郎	いなば農業協同組合代表
林 説則	小矢部商工会代表
飯原 栄	津沢商工会代表
山崎 仁正	市芸術文化連盟代表
宇佐見 外行	市社会福祉協議会代表
森 憲二	市消防団代表
林 俊雄	市体育協会代表
中谷 恵津子	市女性団体連絡協議会代表
八嶋 大道	青年会議所代表
西浦 孝秋	大規模小売店舗代表
畑 彰	公募
名越 清美	公募

## 参与

向井 文雄	富山県知事政策室参事
市村 仁志	富山県観光・地域振興局 地域振興課長

## 審議会専門部会構成

部会	第1部会	第2部会	第3部会
分野	教育・文化 健康・福祉	産業・経済 基盤整備・交流	環境・安全 市民協働・自治体経営
委員	◎宇佐見 外行 委員	◎筱岡 貞郎 委員	◎水牧 尚 委員
	中村 重樹 委員	高橋 庸佳 委員	多田 勲 委員
	尾山 喜次 委員	林 説則 委員	嶋田 幸恵 委員
	山田 馨 委員	飯原 栄 委員	森 憲二 委員
	山崎 仁正 委員	西浦 孝秋 委員	八嶋 大道 委員
	林 俊雄 委員	名越 清美 委員	畑 彰 委員
	中谷 恵津子 委員		

◎印の委員は、部会長



## 第6次小矢部市勢総合計画審議会幹事専門部会名簿

### 第1部会 教育・文化・健康・福祉

教育長	西川康夫	健康福祉課長	吉川哲二
民生部長	森下博幸	社会福祉課長	野澤敏夫
教育次長	福江清徳	生涯学習課長	沼田邦子
市民課長	沼田謙一	文化スポーツ課長	谷敷秀次

### 第2部会 産業・経済・基盤整備・交流

副市長	高畠進一	建設課長	稲原勉
産業建設部長	松田太八	商工観光課長	上埜保
産業建設部理事	槻尾賢治	企業立地課長	砂川靖春
企画室長	中嶋幹博	総務課長	松本信明
秘書広報課長	林和宏	企画政策課長	青島和夫
農林課長	佐野隆	生活環境課長	可部谷正俊

### 第3部会 環境・安全・市民協働・自治体経営

総務部長	日光久悦	津沢コミュニティプラザ所長	高島俊司
会計管理者(会計室長)	滝田敏幸	上下水道課長	川原幸雄
議会事務局長	山田豊一	市民課長	沼田謙一
消防長	吉田裕	市民協働課長	舟本勇
企画室長	中嶋幹博	生活環境課長	可部谷正俊
秘書広報課長	林和宏	消防本部庶務課長	福田隆雄
企画政策課長	青島和夫	消防本部消防課長	島崎四郎
総務課長	松本信明	消防署長	福田定義
財政課長	沼田市郎	農林課長	佐野隆
税務課長	高畠稔	建設課長	稲原勉
検査課長	前田実		

## 第6次小矢部市総合計画策定委員会名簿

委員長	高畠進一	副市長	委員	各部局室課長
副委員長	西川康夫	教育長	事務局	企画政策課

## 第6次総合計画策定委員会専門部会・調整委員会の委員構成

## 調整委員会

平成20年4月1日現在

区分	氏名	備考
座長	掛作 芳 昭	第1部会 部会長
副座長	高瀬 秋 吉 (可部谷 正 俊)	第2部会 副部会長 (第3部会 副部会長)
委員	山本 隆 夫	第2部会 部会長
	村上一 宏	第3部会 部会長
	山田 秀 雄	第1部会 副部会長
	清水 功 一 (高瀬 秋 吉)	第3部会 副部会長 (第2部会 副部会長)
事務局 (担当)	吉田 孝 則 (谷 敷 秀 次)	企画政策課
	野沢 弘 一 (長 太 一 進)	企画政策課

( )書きは前任者

## 第1部会

区分	氏名	前任者 (平成20年3月まで)
部会長	掛作 芳 昭 (公 募)	
副部会長	山田 秀 雄 (市民課)	
委員	萩 沢 友 一 (社会福祉協議会)	
	松 本 健 悦 (体育指導委員協議会)	
	山 田 茂 子 (健康づくり推進協議会)	
	石 原 富 士 夫 (男女共同参画推進員連絡会)	
	北 川 佐 和 子 (公 募)	
	石 丸 真 紗 美 (健康福祉課)	
	野 澤 正 幸 (社会福祉課)	松 本 賢 司 (都市計画課)
	大 浦 健 一 (上下水道課)	
	能 登 啓 之 (市民図書館)	
	塚 田 一 成 (文化スポーツ課)	

## 第2部会

区分	氏名
部会長	山本 隆夫 (公募)
副部会長	高瀬 秋吉 (商工観光課)
委員	清水 正之 (商工連合会)
	高田 法定 (農業組織協議会)
	中嶋 秀明 (観光協会)
	前田 与志広 (公募)
	加藤 里美 (公募)
	吉田 朱美 (税務課)
	橋本 信之 (農林課)
	吉田 基宏 (都市計画課)
	瀬戸 吉夫 (上下水道課)
北 喜樹 (建設課)	

前任者 (平成20年3月まで)
今井 保晴 (上下水道課)
高田 泰成 (上下水道課)

## 第3部会

区分	氏名
部会長	村上 一宏 (公募)
副部会長	清水 功一 (会計室)
委員	神島 章二 (環境保健衛生協議会)
	西谷 清 (青年会議所)
	新谷 幸子 (男女共同参画推進員連絡会)
	藤本 雅明 (公募)
	米沢 尚美 (公募)
	北川 覚 (財政課)
	森 通 (財政課)
	明石 雅之 (税務課)
	野手 忠輝 (消防署)
	高地 匡樹 (生活環境課)

前任者 (平成20年3月まで)
可部谷 正俊 (生活環境課)
清水 功一 (会計室)

## 小矢部市勢総合計画審議会条例

(昭和42年7月5日条例第13号)

**改正** 昭和43年7月1日条例第22号

(目的及び設置)

第1条 小矢部市勢の総合的伸長をはかり、市民生活の向上に資するため、小矢部市勢総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて小矢部市勢総合計画（以下「総合計画」という。）を調査審議し、その結果を市長に答申する。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。  
2 委員は、総合計画に関し、学識経験を有する者、市議会議員、及び関係行政機関のうちから、市長が委嘱する。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によつて定める。  
2 会長は、会務を総理し、及び審議会を代表する。  
3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 会長は、審議会を招集し、その会議の議長となる。  
2 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(顧問及び参与)

第7条 所掌事務の調査審議にあつて必要な意見を聞くために、審議会に顧問及び参与を置くことができる。  
2 顧問及び参与は、市長が委嘱する。

(専門委員)

第7条の2 専門の事項を調査審議するため、審議会に専門委員を置くことができる。  
2 専門委員は、学識経験を有する者、市議会議員及び市職員のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(幹事)

第8条 審議会の運営に関する事務を分掌し、及び関係部課との連絡に当らせるために、審議会に幹事を置く。  
2 幹事は、市職員のうちから市長が命ずる。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営その他に関し、必要な事項は、別に審議会が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 新小矢部市建設審議会条例（昭和38年小矢部市条例第4号）は、廃止する。
- 3 小矢部市各種委員会委員等の報酬及び費用弁償並びに実費弁償支給条例（昭和37年小矢部市条例第20号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（昭和43年7月1日条例第22号）  
この条例は、公布の日から施行する。

## 小矢部市総合計画策定委員会規程

(昭和52年4月18日訓令第2号)

**改正** 昭和55年3月31日訓令第1号、57年9月1日第6号、平成元年3月31日第1号、10年3月31日第2号、11年8月13日第8号、19年3月30日第7号、19年6月1日第8号

(設置)

**第1条** 小矢部市の総合計画案を策定するため、小矢部市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 委員会は、総合計画案を策定し、市長に提出するものとする。

(組織)

**第3条** 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。ただし、委員会に顧問を置くことができる。

2 委員長は、副市長の職にある者をもって充て、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、教育長の職にある者をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 委員は、小矢部市行政組織規則（昭和55年小矢部市規則第6号）に規定する課長以上に相当する職（課長補佐を除く。以下同じ。）の者並びに法令等により設置された議会事務局、教育委員会事務局（教育長を含む。）、消防本部及び消防署における課長以上に相当する職の者をもって充てる。

5 委員長は、必要に応じて顧問を委嘱するものとし、顧問は委員会に対して助言することができる。

(会議)

**第4条** 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(専門部会)

**第5条** 委員会に総合計画の必要な事項を部門別に調査審議するため、次の各号に掲げる部会を置く。

- (1) 第1部会（教育・文化・健康・福祉）
- (2) 第2部会（産業・経済・基盤整備・交流）
- (3) 第3部会（環境・安全・市民協働・自治体経営）

2 部会は、市の職員、公募による者及び各種団体より推薦された者のうちから委員長が指名する者で構成する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会長は部会員の互選により選出し、副部会長は部会長が指名する。

4 部会長は、部会の事務を統括し、部会長に事故あるときは、副部会長がその職務を代理する。

(調整委員会)

**第6条** 委員会に、各部会相互の調整並びに総合計画案の総括及び総論等の取りまとめを行うため、調整委員会を置く。

2 調整委員会は、部会長及び副部会長をもって構成し、座長及び副座長を置く。

3 座長及び副座長は、委員長が指名する。

4 座長は、調整委員会の事務を統括し、座長に事故あるときは、副座長がその職務を代理する。

(報告)

**第7条** 調整委員会は、総合計画案の総括及び総論等の取りまとめが終了したときは、報告書を作成し、委員長に提出しなければならない。

(細則)

**第8条** この規程の施行については、別に市長が定める。

附 則

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（昭和55年3月31日訓令第1号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年9月1日訓令第6号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成元年3月31日訓令第1号）

この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成10年3月31日訓令第2号）

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年8月13日訓令第8号）

この訓令は、公表の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月1日訓令第8号）

この訓令は、公表の日から施行する。

## 用語解説

1	C A T V	有線テレビ放送（ケーブル・テレビ）のこと。家庭とC A T V会社を同軸ケーブル（電線の一つ）あるいは光ファイバーで結んだ多チャンネル・双方向機能を有し、自主放送やインターネット接続などのサービス提供が可能である。	22	交流人口	定住人口とも言われる住所地人口とは異なり、通勤、通学、文化、スポーツ、買物、観光などを目的として市外から訪れる人の数のこと。
2	D V	Domestic Violenceの略で、一般的には、「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対してふるわれる暴力」という意味で使用される。	23	コーディネート	ここでは、市民（団体を含む）と市役所の間、市民（団体を含む）相互間で調整の役割を果たすこと。
3	I C T	Information and Communication Technologyの略で、インターネットや携帯電話など、情報や通信に関する技術のこと。	24	サービス事業者	介護保険制度において、介護サービスを提供する事業者のこと。居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設の3種類がある。
4	M b p s	通信速度の単位の一つで、1秒間に何百万ビットのデータを送ることができるかを表す値のこと。	25	在宅サービス	自宅で生活を送る上で何らかの支援を要する寝たきり高齢者や虚弱な高齢者などに対して提供される保健・福祉サービス等のこと。
5	N P O	Non-Profit Organizationの略で、社会福祉や環境保全などさまざまな分野で、利益をあげてを目的とせず社会貢献活動を行う組織のこと。	26	桜町遺跡	縄文時代の高床建物を証明する建築部材など次々と新しい発見をもたらし、従来の縄文観をくつがえす遺跡として全国レベルの高い評価を受けている。
6	I ターン	都会の出身者が、地方で就職して定住すること。	27	里山	人里近くにあつて、その土地に住んでいる人の暮らしと密接に結びついている山・森林のこと。
7	一時保育	平常、保育所を利用していない家庭で、保護者が疾病・入院等で保育が困難な場合や育児疲れによる保護者の心理的・肉体的負担を軽減するため一時的に保育所で保育を受けるサービスのこと。	28	酸性雨	大気汚染物質の窒素酸化物や硫黄酸化物が溶け込んで降る、pH（水素イオン指数）が5.6以下の酸性の雨のこと。
8	インキュベーター	創業者や起業家に対し、場所・資金・人材・経営コンサルティングなどを提供し、その成長を助ける施設のこと。	29	三位一体の改革	「国庫補助負担金、地方交付税、国税の税源移譲を含む税配分のあり方を検討する」もので、国が裁量権を持つ「国庫補助金」を削減し、その財源を「地方税」として税源移譲すること、地方交付税を削減することが盛り込まれた。
9	エコポイント制度	環境に配慮した取組に対してポイントを付与し、貯まったポイントを商品や景品と交換できる制度のこと。	30	ジェンダーフリー	「ジェンダー」とは、「女らしさ」「男らしさ」や「女の役割」「男の役割」など、社会的・文化的につくられた性差のことをいう。「ジェンダーフリー」とは、「ジェンダー」にとらわれない自由な意思や考え方のこと。
10	延長保育	通常保育時間（午前8時30分から午後4時30分までの8時間）を超えて、11時間以上の開所時間で保育することを延長保育という。	31	自主防災組織	地域住民が「自分たちの地域は、自分たちで守ろう」という連帯感に基づき、自主的に結成する組織で、平常時には防災訓練や防災活動用器材の整備、災害時には初期消火活動や救出活動を行う。
11	小矢部ブランドトライアル制度	小矢部をPRするための品質の高い名産品、特産品、工業製品をブランドとして認定する。	32	施設サービス	在宅生活に不安のある高齢者や、在宅生活が難しい高齢者などに対して、高齢者福祉施設において提供される、生活の場や介護サービスのこと。
12	温室効果ガス	太陽熱を封じ込め、地球温暖化の原因となるとされる二酸化炭素、メタン、亜酸化窒素、フロン類などのガスの総称。	33	指定管理者制度	体育館や公園などの市の「公の施設」を民間事業者を含む幅広い団体が市に代わって管理運営する制度のこと。
13	介護タクシー	身体介護を中心に、ホームヘルパー2級の資格を持つ運転手が、輸送以外に入浴の介助やおむつ替えなどの付加価値を付けて行うもの。	34	集落営農	集落を単位として、農業生産過程における全部又は一部についての共同化・統一化に関する合意の下に実施されている営農のこと。
14	火牛の計	寿永2年（1183）源氏の本曾義仲が倶利伽羅で、平家の総大将平維盛と対戦した際に用いた戦法で、500頭余りの牛の角に松明をつけて平家軍に放つて敵方を混乱に陥れ、勝利を収めた。	35	循環型農業	家畜排泄物等のバイオマス（有機性資源）を堆肥化し、農用地での利活用を図りながら、有機性資源の循環利用と化学肥料の使用量の削減を目指す、環境と調和した農業のこと。
15	基礎自治体	住民に最も身近な自治体である市町村を表す言葉。	36	循環型社会・循環型まちづくり	大量生産・大量消費・大量廃棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などを進めて新たな資源投入を抑え、廃棄物ゼロを目指す社会・まちづくりのこと。
16	行政評価システム	市などの行政機関の行う活動やその成果を、統一的な基準を用いるなどして客観的に評価する制度のこと。	37	食育	食べ物に関する知識を身につけ、「食事の自己管理能力」を養う教育。広くは、わが国の食文化の理解を含む。
17	キンボール	直径約1.2mのボールを、一辺約20mのコートで、1チーム4人が床に落とさないようにサーブやレシーブを繰り返す新しいスポーツのこと。	38	新医師臨床研修制度	新人研修医が幅広い診療経験を積むために、2年間に内科や外科など7分野を順番に回って研修する制度のこと。2004年からの新制度では、研修医と病院の希望が合致すれば、研修医が自分で研修先を選べるようになった。
18	グループホーム	認知症のある高齢者や知的障害者が、家庭的な環境の中で共同生活を行い、入浴や食事などの介護、機能訓練などを受けることのできる居住の場のこと。	39	絶滅危惧種	野生生物で絶滅のおそれのある種のこと。
19	グローバル化	国を超えて地球規模で交流や通商が拡大すること。	40	全国瞬時警報システム（J-A-L-E-R-T）	津波警報、緊急地震速報、弾道ミサイル発射情報等の緊急情報を、人工衛星を用いて発信し、市町村の同報系防災行政無線を自動起動することにより、住民に緊急情報を瞬時に伝達するシステムのこと。
20	景観条例	美しい町並みや良好な都市景観を形成・保全するために制定する条例のこと。	41	総合型地域スポーツクラブ	従来の単一種目型、一定の年齢層を対象としたスポーツクラブと異なり、複数の種目で、各年齢層が参加できる自主運営の会員制スポーツクラブのこと。
21	構造耐震指標	建物の耐震性（地震に対する安全性）を数値化したもので、この値が大きいほど耐震性が高い。			

42	男女共同参画社会	男性と女性が、社会の対等な構成員として、互いに尊重し合いながら、責任も分かち合って社会活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮することができる社会。	61	パーク&ライド	交通混雑を緩和することなどを目的に、自動車を都市郊外の駐車場に止め、鉄道などの公共交通機関に乗り換えること。
43	地域おやべっ子教室推進事業	放課後や週末等に小学校の余裕教室や公民館などを活用して、こどもたち（小学生）とともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動を実施する。	62	パートナーシップ	相互の協力関係のこと。
44	地域包括支援センター	公正・中立な立場から、地域における、①介護予防マネジメント、②総合相談・支援及び権利擁護、③包括的・継続的マネジメント（地域ケア支援）を担う中核機関として創設されたもの。	63	バイオマス	エネルギーなどとして利用できる生物に由来する資源のこと。
45	地籍調査	土地の実態を正確に把握するために、一筆（土地の所有権等を公示するために、人為的に分けた区画）ごとの土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び面積に関する測量を行い、地図や簿冊を作成すること。	64	パブリックコメント	市の計画や条例などの作成や改正などにあたり、原案を公表して、事前に市民の意見を求める制度のこと。
46	中山間地域	一般的に、山林や傾斜地が多い地域のこと。社会・経済的条件が平坦地に比べて不利な地域である。ここでは、傾斜地等でまとまった大区画の農地がなく、ほ場整備などが行いにくい地域を指す。	65	バリアフリー	道路の段差をなくしたり標識を見やすくするなど、障害者や高齢者が日常生活を営むうえで支障がないような環境を整備すること。
47	中小企業大学校	独立行政法人中小企業基盤整備機構が設置する、中小企業支援担当者等の養成及び研修ならびに中小企業者に対する経営方法及び技術の研修を行う機関のこと。平成20年現在、全国に9校が設置されている。	66	光ケーブル	離れた場所に光を伝える伝送路（光ファイバー）の周りを保護被膜で覆ったケーブル（線・太索）のこと。
48	超高齢社会	総人口の中で65歳以上の高齢者の割合が21%を超える社会のこと。	67	ファミリー・サポート・センター	地域において子供の預かり援助を行いたい人と援助を受けたい人が相互援助活動を行う会員組織のこと。
49	地理情報システム	様々な情報をデジタル化された地図に関連づけることにより、地図を媒介として異なる種類の情報をコンピューター上で統合的に処理するシステムのこと。	68	フィルムコミッション	映画やTVドラマなどのロケーションを誘致して、撮影の円滑化を図る団体のこと。
50	通学合宿事業	地域の大人の協力を得ながら、子どもたちが地域の公民館などで一定期間寝泊まりしながら学校に通う。	69	普通救命講習	救命講習とは、一般市民などを対象に行う講習で、普通と上級の2種類があり、講習内容と時間が異なる。普通救命講習は3時間で、講習内容は、基本的心肺蘇生法、AED（けいれんし、血液を流すポンプ機能を失った状態の心臓に電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための機器）の使用法などとなっている。
51	電子申請	各種申請手続きを、コンピューターにより、インターネットを通じていつでも申請できるようにすること。	70	ブロードバンド	情報を高速で伝えることのできる通信回線の普及により実現されるコンピューターネットワーク（網）と、そのネットワークで提供される大量の情報を活用した新しいサービスのこと。
52	特定健康診査	糖尿病や高脂血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防するために、メタボリックシンドロームに着目し、その該当者や予備群を減少させるための指導が必要な人を的確に選ぶために行うもの。	71	並行在来線	新幹線が並行する既存の鉄道路線のこと。ここでは、北陸新幹線が開業した際に、JR西日本から経営分離された場合の北陸本線のこと。
53	特用林産物	森林で産出される産物で、一般用材を除く品目の総称。きのご類、わさび、たけのご、竹、木炭等がある。	72	ヘルスワーク連絡会	保健所、社会福祉事務所、社会福祉協議会及び医師等、生活保護支援関係機関により要生活支援者の処遇について連絡し調整すること。
54	ドッグラン	犬の飼い主がマナーを守りながら、犬を飼育していない人達から分離されたスペースの中で引き綱をはずし、自由に運動させたり、遊ばせたりすることのできる場所・施設のこと。	73	ベンチャー事業・ベンチャー企業	新技術や高度な知識を軸に、大企業では実施しにくい創造的、革新的な経営を展開する事業・企業のこと。
55	富山型デイサービス	高齢者、子ども、障害者などが、障害の有無や年齢にかかわらず、誰もが一緒に住みなれた地域でデイサービスを受けることができるしくみのこと。	74	マルチメディア	コンピューターで映像・音声・文字などの情報を統合して一元的に扱うこと。
56	とやま県民家庭の日	心身ともに健全な青少年を育成するために、毎月第3日曜日を「富山県民家庭の日」（愛称：とやまふれあいサンデー）とし、県民総ぐるみによる運動として推進されているもの。	75	道の駅	市町村又は公益法人が道路管理者とともに整備する多機能型休憩施設で、休憩機能に加え、観光・道路情報や地域特産品等の販売などの機能を兼ね備えた交流施設のこと。
57	二地域居住	都会で暮らす人が、週末や一年のうちの一定期間を農山漁村で暮らすこと。団塊の世代の退職で、都市の住民に広がるのが予想されている生活様式。観光客などが一時的に滞在する「交流人口」と「定住人口」の中間的な考え方。	76	メタボリックシンドローム	内臓脂肪型肥満と、糖質や脂質などの代謝異常または高血圧が合併した状態のこと。
58	ノーマライゼーション	年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが社会参加でき、普通に生活を送ることができる社会が正常な社会であるという考え方のこと。	77	モバイル	軽量化や無線通信機能の装備により、機器を自由な場所で利用できること。
59	乗合タクシー	主に路線バスの廃止など、需要密度の低い交通に対して公共交通体系を補完するため、定員10人以下程度の車両を用いた乗合形式のサービスのこと。	78	ユニバーサルデザイン	建築物や日常生活用品などの製品に、高齢者や障害者の利用・使用を前提とした機能をはじめから組み込み、誰もが使えるように配慮されたデザインのこと。障壁の除去（バリアフリー）の考え方を更に進めたものといえる。
60	ノンステップバス	床面を超低床として乗降ステップをなくし、高齢者や児童にも乗り降りが簡単なバスのこと。	79	ライフステージ	人の一生を幼少年期、青年期、壮年期、老年期などに区切った、それぞれの段階のこと。
			80	歴史国道	歴史上重要な幹線道路として利用され、国として特に重要な歴史的・文化的な価値を有する道路のこと。富山県小矢部市埴生から石川県津幡町竹橋までの延長12.8kmが「北陸道俱利伽羅峠」として平成7年6月に歴史国道に認定されている。
			81	ワンストップサービス	ある分野に関するあらゆるサービスを、そこに一度立ち寄るだけですべて行えるようにするサービス形態のこと。特に、さまざまな行政手続を一度に行える「ワンストップ行政サービス」のことを指す場合が多い。

# 小矢部市民歌

## 朝明けの輝く雲に

堤 秀二 作詞  
中 條 芳隆 作曲  
黒 坂 富 治 編曲

*Andante* ♩ = 96

The musical score is written in 4/4 time with a tempo of Andante (♩ = 96). It consists of four staves of music. The first staff begins with a *mp* dynamic and a *mf* dynamic. The second staff begins with a *mp* dynamic and a *mf* dynamic. The third staff begins with a *f* dynamic. The fourth staff begins with a *ff* dynamic. The lyrics are written below the notes.

あ さ - あ - け - の か が や く く - も - に と  
な み や - ま み ど り は さ え て は ば た く は わ か き き ぼ う  
よ ふ る さ と の あ す の ゆ く て に あ か あ か - と ひ か り - か ざ そ  
う お お - お や ベ し み ん わ れ - ら

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 朝明の かがやく雲に<br>砺波山 みどりは冴えて<br>はばたくは 若き希望よ<br>ふるさとの 明日の行くてに<br>あかあかと 光かざそう<br>おお 小矢部 市民 われら | 2 遠い世の 歴史のあとを<br>小矢部川 流れゆたかに<br>幸みのる 砺波平野よ<br>勤労の 歌もあかるく<br>そよ風に 肩を組もう<br>おお 小矢部 市民 われら | 3 青空に 声ひびかせて<br>生産の 喜びがわく<br>新しき 文化をここに<br>人の和の まことかかけて<br>うるわしき 虹を呼ぼう<br>おお 小矢部 市民 われら |
|---|---|---|





## 第6次小矢部市総合計画

発行日 平成21年3月

発行 小矢部市

編集 企画室企画政策課

〒932-8611 富山県小矢部市本町1-1

TEL 0766-67-1760(代) FAX 0766-68-2171

ホームページ <http://www.city.oyabe.toyama.jp/>

印刷 神島印刷株式会社